

○亀岡市新資料館（仮称）整備検討委員会設置要綱

令和5年7月13日

（設置）

第1条 亀岡市新資料館（仮称）（以下「新資料館」という。）整備の方向性や将来像、施設や展示等の具体的内容を検討するため、亀岡市新資料館（仮称）整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次の事項について、協議及び調整を行うものとする。

- (1) 新資料館の基本構想、基本計画等の策定に係る事項に関する事。
- (2) 新資料館の建築および展示構成に係る基本設計および実施設計に係る事項に関する事。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他教育長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議の前日までに申し出ることにより、インターネット等を利用した方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）によって会議に参加することができる。
- 4 前項のインターネット等を利用した方法によって会議に参加した委員は、当該会議に出席したものとみなす。ただし、会議の途中でインターネット等を利用することができなくなった場合その他会議に継続して参加することができなかった場合の取扱いについては、その都度委員長が定める。

（意見の聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の事務局は、教育部歴史文化財課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年7月13日から実施する。

（経過措置）

- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。